

西脇市環境基本計画の中間見直し（案）について

西脇市環境基本計画

『光・風・水の織りなす いのち輝くまち にしわき』

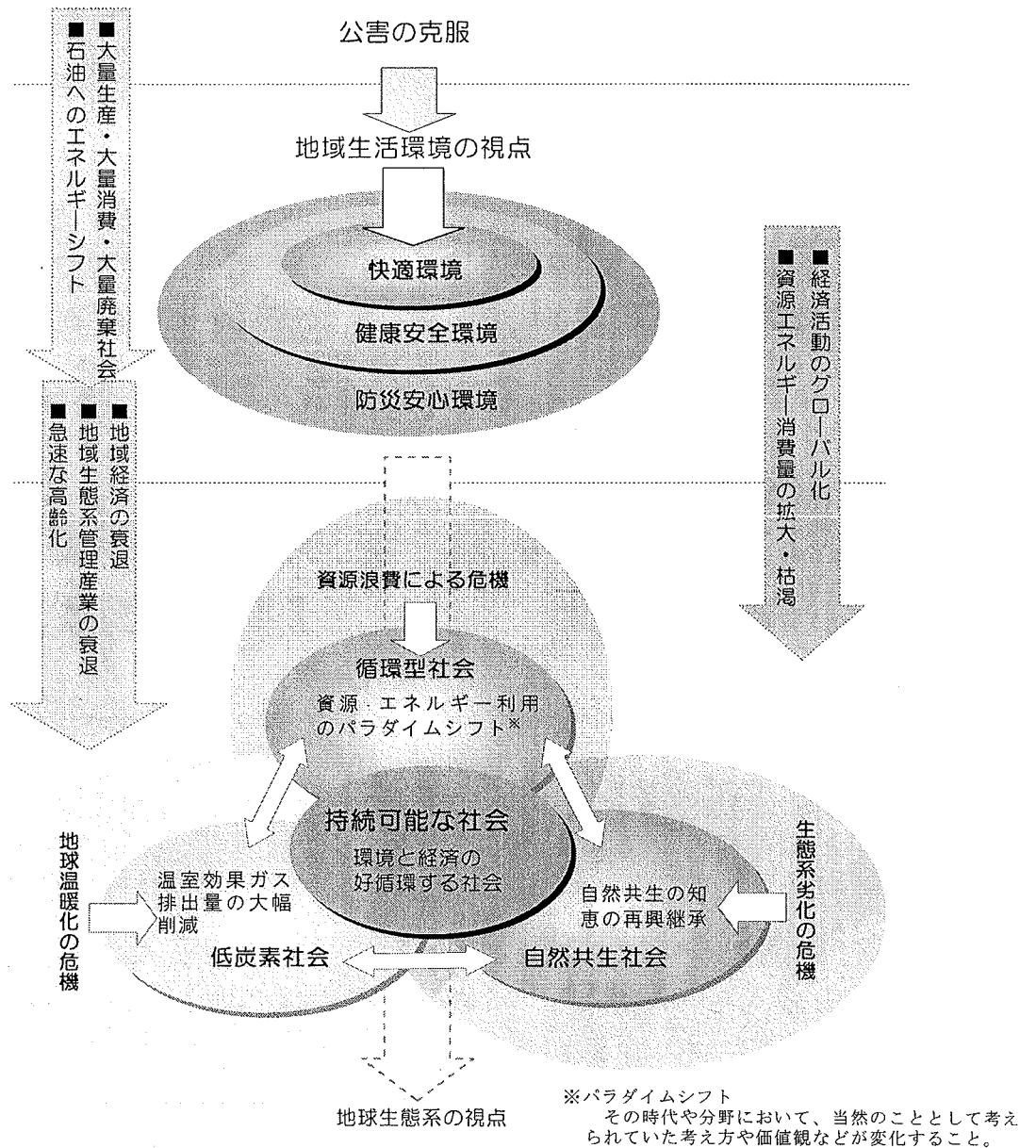
—未来へつなく 環境都市を目指して—

—あらまし—

私たちのライフスタイル、ビジネススタイル及び社会経済情勢等は大きく変化してきており、それらに起因すると考えられる地球温暖化等に伴う気候変動なども相まって多種多様な環境問題が生じています。そして、その影響は広範で多岐に及んでおり、今後もますます多様化、複雑化していくものと予測されます。

平成23年12月に策定した西脇市環境基本計画は、多様化、複雑化する様々な環境問題に対処していくため、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりを基軸とした環境施策等を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

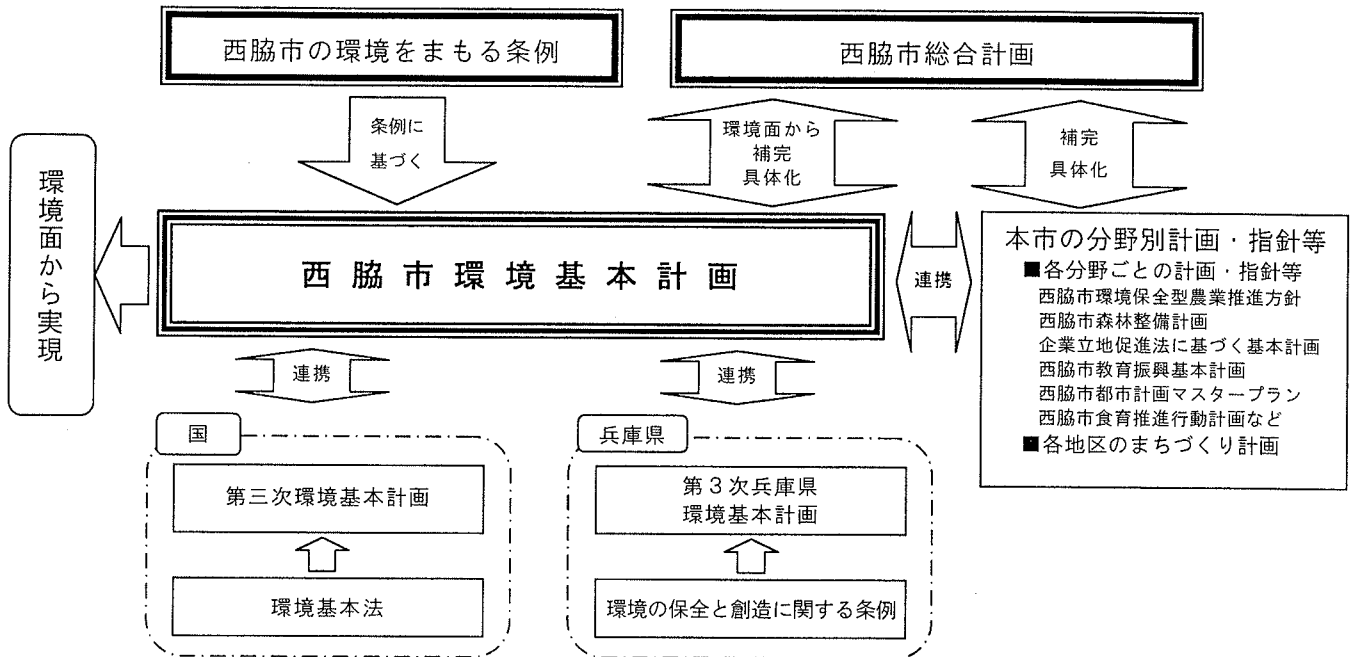
環境基本計画に求められるもの



2

計画の位置づけ

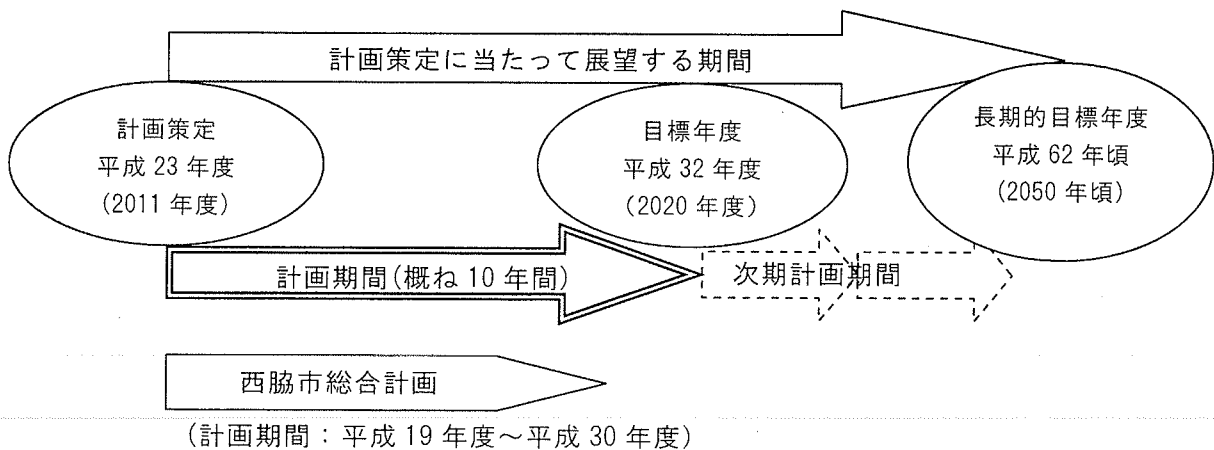
本計画は、西脇市の環境をまもる条例第28条の規定に基づき策定するものです。また、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」の将来像を環境面から実現するためのものでもあります。



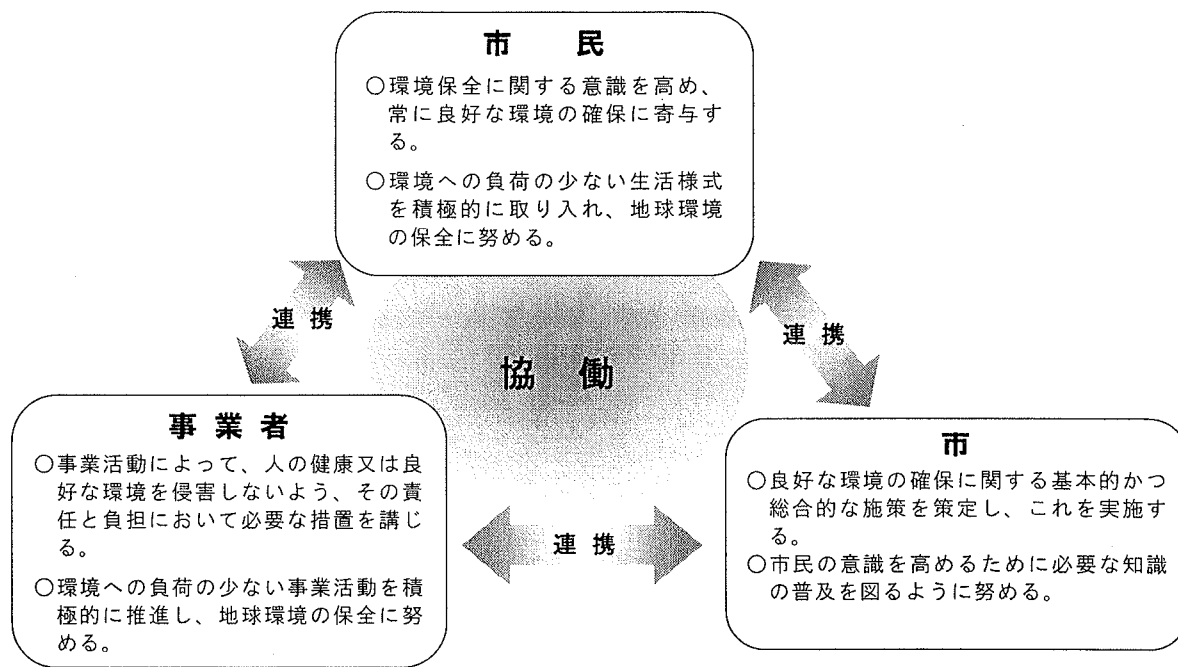
3

計画の期間

本計画の期間は、平成62年(2050年)頃を展望しつつ、平成23年度(2011年度)から概ね10年間(平成32年度(2020年度)まで)とし、社会経済情勢や様々な環境問題の変化などに適切に対応するため、3年を目安として必要に応じて見直しを行うこととします。

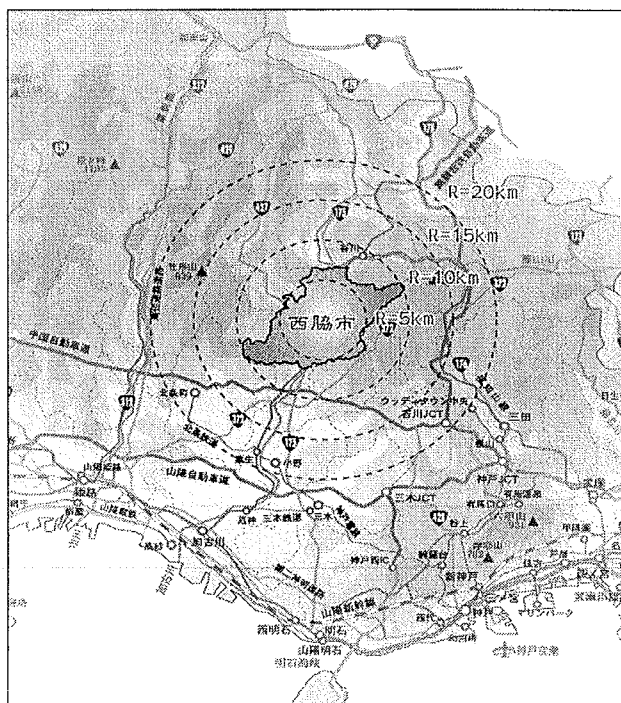


本計画に示す本市の望ましい環境像を実現し、市民が健康で快適な生活を営み、未来の市民へ継承するためには、計画を効果的に推進していくことが重要です。そのため、市民、事業者、市の三者が主体となり、それぞれの役割に応じて協働・連携による取組を進めていきます。



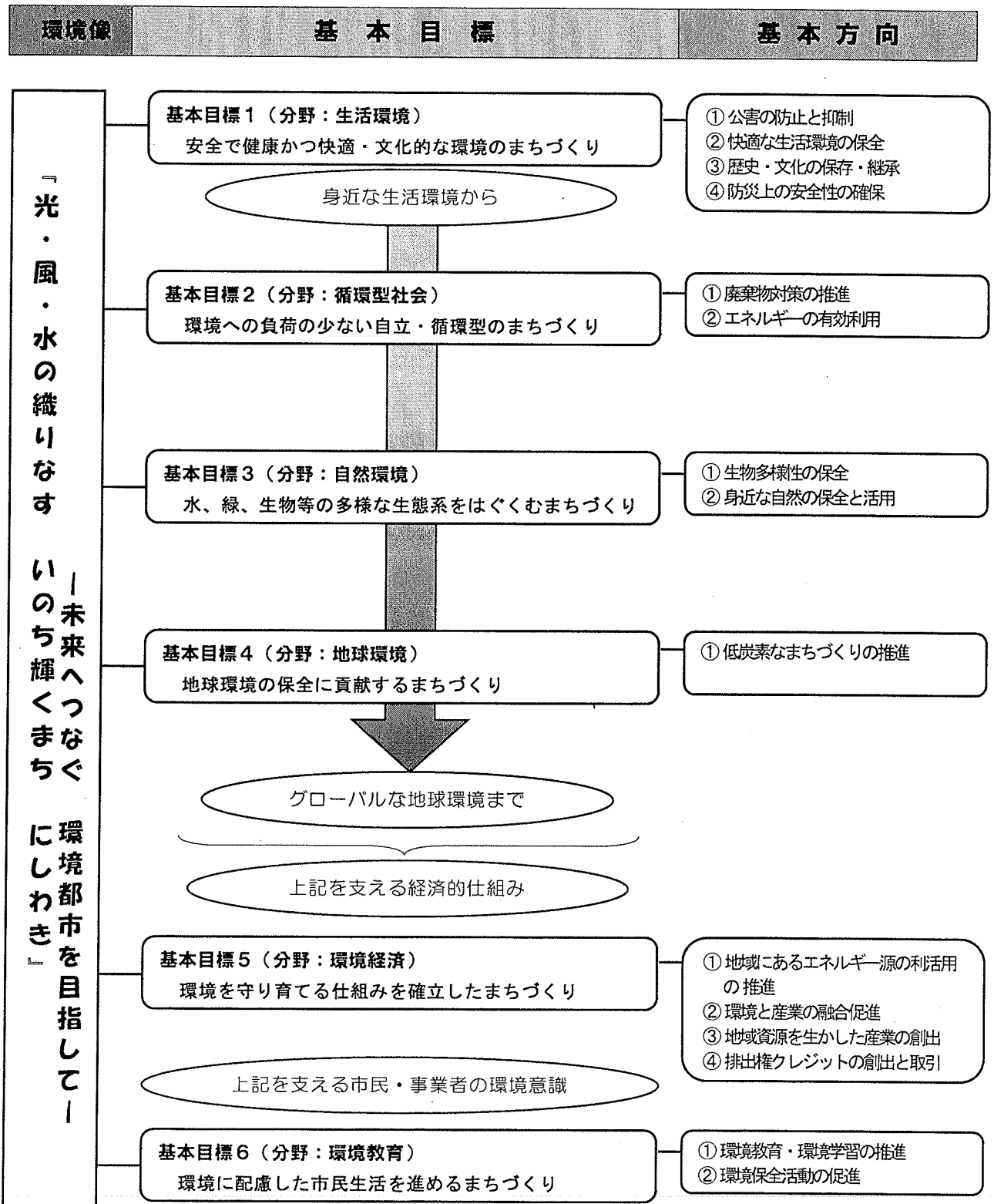
本計画の対象とする地域は、西脇市全域とします。

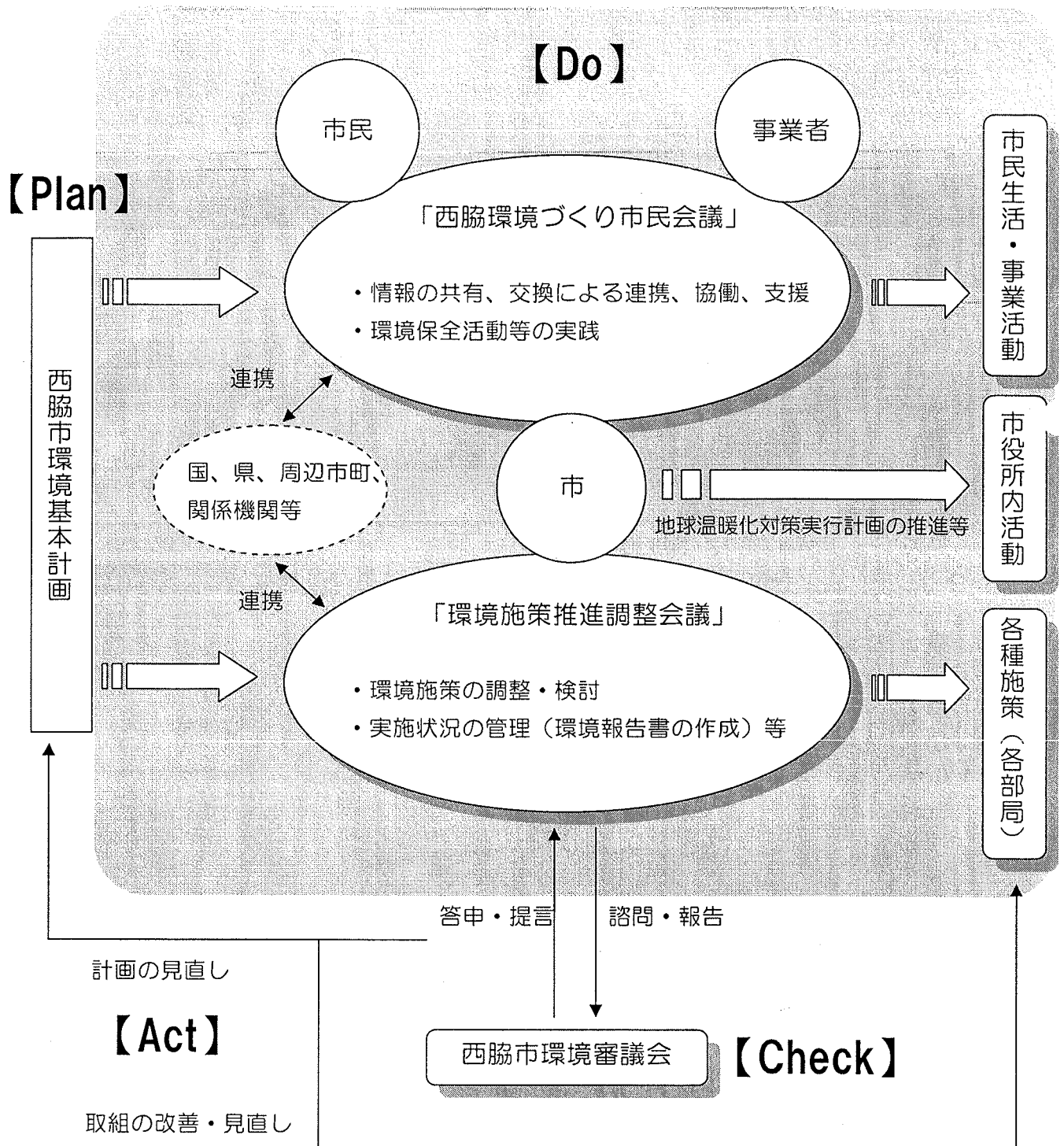
ただし、市域を越えて広域的、又は流域的に取り組む必要性がある事項（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、兵庫県及び国とも連携を図り取り組んでいきます。



MAPICPRO JAPAN `05~`06年度版 兵庫県総合図を基に作成

「望ましい環境像」と「基本目標」の実現に向け、下記のように施策展開の「基本方向」を示します。





西脇市環境基本計画の中間見直しについて

1 計画の目的

平成23年12月に策定した西脇市環境基本計画は、多様化、複雑化する様々な環境問題に対処していくため、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりを基軸とした環境施策等を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

2 中間見直しの基本的な考え方

計画策定後の社会環境の変化や新たな課題に対応し、実効性のあるものにするため、見直しをします。

中間見直しであることから、基本計画の骨格である「計画の基本的事項（第Ⅰ章）」「望ましい環境像及び基本目標（第Ⅲ章）」「計画の推進体制（第Ⅴ章）」などは変更せず、計画の進捗状況を踏まえ、「環境の現状と課題（第Ⅱ章）」及び「基本報告と具体的施策の展開（第Ⅳ章）」のうち、施策の内容、主体毎の主な取組、環境指標など部分的な見直しとします。

3 見直し項目

構成を変えることなく、以下を見直します。

(1) 「環境の現状と課題（第Ⅱ章）」

大気・水質等の環境の現状の変化、ごみ排出量の推移、地球温暖化などの環境問題など、「現状」及び「課題」を見直します。

(2) 「基本報告と具体的施策の展開（第Ⅳ章）」

ア 現状値及び目標値の見直し

現計画の各指標について、指標としての適性を精査し、項目の見直しを行うほか、実態に即した数値を再設定します。

イ 施策の内容等の見直し

現計画に記載された施策の内容、主体毎の主な取組について、これまでの実施状況を加味し、事業の内容の変化、今後の見込みなどを踏まえ、各項目の文言修正、追加、削除を行います。

